

議案第10号

大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案

大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。
第25条を次のように改める。

（審査請求及び委員会への諮問）

第25条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに委員会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第26条中「規定による異議申立て」を「規定による審査請求」に改め、同条の表を次のように改める。

第18条各号列記以外の部分	前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）	市長は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号。以下「公文書管理条例」という。）第25条の規定により諮問をしたとき
第18条第2号	公開請求者（公開請求者	利用請求者（公文書管理条例第16条第3項に規定する利用請求者をいう。以下同じ。）（利用請求者
第18条第3号	公文書の公開について	特定歴史公文書等（公文書管理条例第2条第6項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用について

		て公文書管理条例第22条第3項に規定する
	第三者（	第三者（同条第1項に規定する第三者をいう。以下同じ。）（
第19条各号列記以外の部分	第13条第3項	公文書管理条例第22条第3項
第19条第1号	公開決定	利用させる旨の決定
第19条第2号	公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する	利用決定等（公文書管理条例第16条第2項に規定する利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる
	公文書を公開する	特定歴史公文書等を利用させる
	公文書の公開	特定歴史公文書等を利用させること
第23条の見出し、第24条第1項及び第3項、第25条、第27条第2項並びに第29条	審査会	委員会
第23条第1項	審査会は	公文書管理条例第29条第1項の規定による大阪市公文書管理委員会（以下「委員会」という。）は
	諮問庁	市長
	公開決定等に係る公文書	利用決定等に係る特定歴史公文書等
	審査会に	委員会に
	公文書の公開	特定歴史公文書等の公開
第23条第2項	諮問庁	市長

	審査会	委員会
	前項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた前項
第23条第3項	審査会	委員会
	諮問庁	市長
	公開決定等に係る公文書	利用決定等に係る特定歴史公文書等
第23条第4項	第1項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた第1項
	審査会	委員会
	諮問庁	市長
第24条第2項	前項本文	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた前項本文
	審査会	委員会
第26条	審査会	委員会
	第23条第1項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた第23条第1項
	公文書	特定歴史公文書等
	第24条第1項本文	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた第24条第1項本文
第27条第1項	審査会	委員会
	第23条第3項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた第23条第3項
	、次項	並びに公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた次項
第27条第3項	審査会	委員会
	第1項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた第1項

	前項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた前項
第27条第4項	審査会	委員会
	第2項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた第2項
第27条第5項	第2項	公文書管理条例第26条の規定により読み替えられた第2項
	審査会	委員会

第30条第5項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市公文書管理条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた利用決定等（改正後の条例第20条第1項に規定する利用決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた利用請求（改正後の条例第16条第2項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた利用決定等又は施行日前にされた利用請求に係る不作為に係る異議申立てについては、なお従前の例による。

平成28年 2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪市公文書管理委員会に提出された意見書又は資料の写しの送付等に関する事項を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公文書管理条例 (抄)

(異議申立て及び委員会への諮問)
審査請求

第25条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について行政不服審査法 (昭和37年法律第160号)
平成26年法律第68号

による異議申立てがあったときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速や
審査請求

かに委員会に諮問し、その答申を尊重して当該異議申立てに対する決定をしなければならない。
審査請求 裁決

(1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき
審査請求 場合

(2) 決定で、異議申立てに係る利用決定等 (利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用さ
裁決 審査請求の全部を認容し

せる旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し又は変更し、当該異議申立て
審査請求

に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該利用決定等
場合 (特定歴史公文書

等の利用 について反対意見書が提出されているときを除く。
場合 除く。)

(情報公開条例の準用)

第26条 情報公開条例第18条、第19条、第23条から第27条まで及び第29条の規定は、前条の規定
による異議申立てについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報公開条例
審査請求

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす
る。

省 略	省 略	省 略
<u>第18条第1号</u>	<u>不服申立人</u>	<u>異議申立人</u>
第18条第2号	公開請求者 (公開請求者 <u>が不服申立人</u>)	利用請求者 (公文書管理条例第16条第3項 に規定する利用請求者をいう。以下同じ。) (利用請求者 <u>が異議申立人</u>)
第18条第3号	<u>不服申立て</u>	<u>異議申立て</u>
	<u>公開決定等</u> <u>について反</u> <u>公文書の公開</u>	<u>利用決定等</u> (公文書管理条例第20条第1項 <u>特定歴史公文書等</u> (公文書管理条例第2条

	<u>対意見書</u>	に規定する利用決定等をいう。以下同じ。) <u>第6項に規定する特定歴史公文書等をいう。</u> について公文書管理条 以下同じ。)の利用 例第22条第3項に規定する <u>反対意見書</u>
	省 略	省 略
	<u>不服申立人</u>	<u>異議申立人</u>
<u>第19条の見出し</u>	<u>不服申立て</u>	<u>異議申立て</u>
第19条各号列記 以外の部分	省 略	省 略
	<u>裁決又は決定</u>	<u>決定</u>
第19条第1号	省 略	省 略
	<u>不服申立て</u>	<u>異議申立て</u>
	<u>裁決又は決定</u>	<u>決定</u>
第19条第2号	<u>不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する</u>	<u>異議申立てに係る利用決定等（公文書管理条例第16条第2項に規定する利用請求に係る特定歴史公文書等（公文書管理条例第2条第6項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の全部を利用させる旨の決定を除く。以下この号において同じ。）</u>
	<u>当該公開決定等</u>	<u>当該利用決定等</u>
	公文書を公開する旨の <u>裁決又は</u>	特定歴史公文書等を利用させる旨の
	省 略	省 略
第23条の見出し、 第24条第1項及 び第3項、第25 条、第27条第2 項並びに第29条	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
第23条第4項	省 略	省 略
	<u>不服申立て</u>	<u>異議申立て</u>

	<u>、不服申立人</u>	<u>、異議申立人</u>
	省 略	省 略
	<u>不服申立人等</u>	<u>異議申立人等</u>
第24条第1項及 び第3項、第25 条並びに第27条 第1項	審査会	委員会
	<u>不服申立人等</u>	<u>異議申立人等</u>
第24条第2項	省 略	省 略
	<u>不服申立人</u>	<u>異議申立人</u>
	省 略	省 略
第26条	省 略	省 略
	<u>不服申立人等</u>	<u>異議申立人等</u>
第27条第1項	審査会	委員会
	第23条第3項	公文書管理条例第26条の規定により読み替 えられた第23条第3項
	、次項	並びに公文書管理条例第26条の規定により 読み替えられた次項
第27条第3項	審査会	委員会
	第1項	公文書管理条例第26条の規定により読み替 えられた第1項
	前項	公文書管理条例第26条の規定により読み替 えられた前項
第27条第2項 第4項	省 略	省 略
	前項 第2項	公文書管理条例第26条の規定により読み替 えられた前項 第2項
第27条第5項	第2項	公文書管理条例第26条の規定により読み替 えられた第2項
	審査会	委員会
第29条	審査会	委員会

	<u>不服申立人</u>	<u>異議申立人</u>
--	--------------	--------------

(組織等)

第30条 省 略

2 - 4 省 略

5 委員会は、その指名する委員 3 人以上をもって構成する部会に、第25条に規定する異議申立
審査請求

てに係る事件について調査審議させることができる。

6 省 略